

茨城県立医療大学附属病院ベッドコントロール部会要領

平成19年4月 9日

改正 平成23年4月 1日

改正 平成29年3月27日

(第17回病院幹部会議)

(目的)

第1条 この要領は、茨城県立医療大学附属病院入退院判定委員会（以下「委員会」という。）要綱第2条第3項に基づき設置するベッドコントロール部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副看護部長
- (2) 各ユニットマネージャー（外来ユニットは除く）
- (3) 各ユニット師長
- (4) リハビリテーション部長が指名する者
- (5) 地域医療連携室員
- (6) 病院管理課（医事担当）

2 部会には部会長を置き、委員会委員長が指名するものを充てる。

(協議事項)

第3条 部会は、以下の事項を協議する。

- (1) 委員会の要請を受け入退院日時、病室、受持医を決定すること
- (2) 委員会の要請を受け入院待機期間の調整を行うこと
- (3) 緊急入院の可否の決定に関すること
- (4) 院内ユニット間の転入・転出に関する調整を行うこと
- (5) 病床利用状況の管理及び全体調整に関すること
- (6) その他

2 前項(1)から(4)については、各ユニットで看護師長とユニットマネージャーで協議し調整後、部会長が決定する。

(全体調整会議)

第4条 部会長は、原則として月1回全体調整会議を招集し、開催するものとする。ただし、部会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

2 部会長は必要と認めるときは、部会の構成員以外の職員を全体調整会議へ出席させ、協議事項について説明を求め、意見を述べさせることができる。

(その他)

第5条 部会の事務局は病院管理課に置く。

2 事務局は入院患者一覧表を作成し、関係各部署へ連絡・周知する。

付 則

この要領は、平成19年4月9日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。